

土地改良区の体制強化

福井真一*・山西 昇*・吉田 勲**・原田昌佳**

平成13年7月2日受付

* 鳥取県西伯郡日吉津村872-15 日吉村役場

** 鳥取大学農学部生存環境学講座

The Reinforcement of Land Improvement District

Shin-ichi Fukui*, Noboru Yamanishi*, Isao Yoshida** and Masayoshi Harada**

* Hiezui Village Office, Saihaku-gunn Tottori, 689-3553 Japan

** Department of Environmental Science, Faculty of Agriculture, Tottori 680-8553 Japan

Land improvement district means the farmers' association, which aims accomplishment of various land improvement works like irrigation and drainage. It enforced various projects and maintained agricultural facilities with a lot of energy. But, many problems such as increasing peoples of various professions, depopulation, aging, increase in farmland lying fallow due to shortage of successor to farmer and etc., occur in recent rural area. These things weaken rural organization and management and make enforcement of various projects and maintenance of agricultural facilities difficult, which are essential functions in rural area.

In this paper, examinations about those problems in land improvement district are carried out especially taking for examples The United Tohoku Land Improvement District and land improvement districts in Tottori Prefecture.

As the result, it is concluded that the merger of them is a must in order to strengthen the organization.

(Received 2 July 2001)

Key words : Agricultural Facilities, Land Improvement District, Merger

はじめに

土地改良区は、ほ揚整備事業等の農業農村整備事業の推進、実施、土地改良施設の維持管理など、農業農村整備事業の推進の中心的な役割を果たしている。

しかし、最近の農業農村では、農村社会の混住化の進展、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等の問題により、土地改良区の運営基盤である農村集落機能が脆弱化し、土地改良区の組織、運営、事業の実施、施設の管理等に種々の問題が生じている。その一方で、土地改良施設の農業外での多面的利用（有効利用・公益的機能）、農村環境の保全など土地改良区に対する要請が高まりつつある。

こうした土地改良区の問題について、現状と課題、今後の方向性についての研究が多数報告されている[6]。一概に土地

改良区とは言っても、土地改良区が持ちうる地域特性（立地条件・事業内容）、規模、財政基盤、農家の構成等、それぞれの

土地改良区毎に条件が異なり、これら問題解決のためには、土地改良区についての詳細の実情を把握し、検討する必要がある。

本論は、土地改良区における問題点を検討し、鳥取県内の土地改良区の実情、及び東伯地区土地改良区連合等の例を挙げ、今後の土地改良区の体制強化策について論述する。

問題点

1. 農業農村と取り巻く現状

近年の経済成長に伴い農業農村を取り巻く環境は、農家の減少、農業離れ、後継者不足、高齢化の進行、農村社会の混

第1表 合併に対する問題点

Table 1 Problems of merger

番号	問 題 点
①	維持管理がある土地改良区と、償還のみの土地改良区。事業の対象が水田、畑、果樹園等多岐にわたる。畑地灌漑施設がある土地改良区、これらは組織運営が異なり運営経費の面で差がある。
②	市町村の職員が改良区の事務を行っているため不便を感じない。
③	合併によりサービスが低下する。合併により経常賦課金が格安にならなければメリットが無い。
④	受益地が複数の市町村にまたがっている。
⑤	昔から水利権（水争い）による対立問題（トラブル）が絶えず、組合員の感情から合併が困難。
⑥	企業の進出により、企業から毎年協力金が入る。農地転用決済金による積立金があり資金的に十分である。リゾート開発に伴う収入源がある。

住化、核家族化、過疎化、耕作放棄地の増加、また都市近郊の農地においては都市化が進み、宅地開発などによる農地の虫食い状態が増加し、農村は大きく変貌してきている。

日本人の主食である米については、食文化の変化により、米離れが進み、米価は近年低下しており、物価変動から考えるとかなりの下落である。また国外から低価格な農産物の輸入量が増加し、農産物価格の低下等、農業を取り巻く環境が年々厳しくなっている。

農家が農地に対する考え方についても、農地を「農業収入の場（糧）」としての考え方から、「農地のとりあえずの現状維持」、また都市近郊の土地価格が高い地域においては、「資産価値としての農地」という考え方へ変遷してきている[2]。

2. 土地改良区における問題点

(1) 土地改良区の概要

石田[1]によると、1998年度末現在、全国の土地改良区の数は7,297、管理する農地面積は3,080,347ha、延べ組合員数は4,434,246人である。この中で約3割の土地改良区は、受益が他の土地改良区と相互に重複している。また約半数が100ha未満の小規模な土地改良区であり、500ha以下の土地改良区が82.2%を占めている。地域類型別に土地改良区の規模を整理すると、平地農業地域に大規模な土地改良区が多く、中山間地域とりわけ山間農業地域の土地改良区の規模が小さい。

業務執行体制から見ても、専任職員のいない土地改良区が54.8%で、100ha未満の土地改良区のみを取上げると82.2%の土地改良区で専任職員が不在となっている。

(2) 土地改良区の財政

土地改良区の財政について、支出面では土地改良施設の増加、高度化、複雑化による維持管理費の増加と、職員人件費

の増加等により、土地改良区の支出は年々上昇している。

土地改良区の収入は、組合員からの賦課金^{注1)}によってまかなわれているが、前述のように、近年における農業農村を取り巻く状況の悪化により、賦課金の引き上げは困難化している。また農村の都市化、混住化により農地が転用され、賦課金の徴収対象となる受益農地が減少している。

公的助成については、土地改良施設の果たしている多面的機能等の公的役割があることから、賦課金以外の財源として、行政からより多くの負担を求めるかと考える土地改良区が多い。しかし現在市町村においても、財政事情は決して良くなく、多くの市町村は国からの交付税に頼っているという現状から、今後も市町村からの多くの助成は期待できない状況である。

こうした支出の増加と収入の低迷により、土地改良区の財政基盤が弱体化している。

(3) 土地改良区の組織

近年の農村社会の混住化、兼業化の進行により農村社会の協力関係は希薄化し、土地改良区の運営基盤である農村集落機能が脆弱化している。また土地改良区の役員（理事・監事・総代など）不足、高齢化、有能な組合員の農業者年金受給のためのリタイヤなどが問題化[7]しており、土地改良区の組織面が弱体化している。

土地改良区の体制強化

土地改良区は財政面、組織面ともに弱体化が進んでいる現状から、土地改良区の体制強化のためには、これらの強化が必要である。一般的に、土地改良区の体制強化のためには、合併、合同事務所の設置、償還完了地区の解散、土地改良区営事業の促進、市町村との連携、土地改良施設の高度利用、土地改

良区役職員の意識向上等が挙げられる。

現在農林水産省により、土地改良区の組織運営の基盤強化を図るため、土地改良区総合強化対策^{注2)}が全国的に実施されている。採択要件は地区面積が300ha以上、または市町村単位（あるいは水系単位）とされている。この対策の一環として、土地改良区の実態を把握し、今後の方向を検討するため、1997年度に全国土地改良事業団体連合会が土地改良区運営実態調査を実施した。この調査に伴い、鳥取県土地改良事業団体連合会は、この調査結果について全国と鳥取県の状況を取りまとめて報告している[7]。

また鳥取県農林水産部は、土地改良区の統合整備の検討を行ったため、1999年に県下の市町村及び土地改良区に対して聞き取り調査[8]を行った。

これらをもとに、土地改良区における体制強化策について検討を行う。

1. 土地改良区の合併

土地改良区の体制強化を図るには、第一に土地改良区の合併が必要である。

鳥取県内では土地改良事業の推進に伴い、1965年には土地改良区が240地区程度あったが、その後、統廃合が進み2000年には109地区が存在している。しかし1事業1土地改良区主義によるものもあるが、同じような事業内容の土地改良区が隣接し、鳥取県の倉吉市内では、他の土地改良区と重複している組合員が7割も存在している[2]のが現状である。

鳥取県内の土地改良区の状況としては、県内109地区的うち、「市町村単位で1土地改良区」は2地区、「複数市町村に受益地が重複している」が34地区、「規模が2000haを超える、数市町村を単位とする大規模土地改良区」が1地区となっている。

事務の統合の例としては、鳥取県中部の倉吉市では土地改良区の事務の合理化を図るために、1996年に「ふるさと保全センター」を設立し、市内16の土地改良区内、9の土地改良区の事務を統合している。また鳥取県西部の米子市では、1975年に「米子市土地改良協会」を設立し、市内11の土地改良区の内、9の土地改良区の事務を統合している。その他6町（15土地改良区）において合同事務所を設置している程度である。

(1) 合併における問題点

土地改良区は、地域特性（立地条件・事業内容）、規模、財政基盤、農家の構成等、それぞれの土地改良区毎に条件が異なる。茂木ら[5]によると、合併前の土地改良区毎に賦課基準、事業実施計画、資産運用が異なるため、合併後のこれらの統一が土地改良区の合併を阻害している場合がある。合併はスケールメリットによる効果はあるが、合併によるスケールメリットのみでは十分な説明ができない場合も多く、また合併

が実現した地区においても合併前の区域ごとの賦課基準、事業実施計画および資産の運用が行われている場合が報告されている。

合併に対する問題点について、鳥取県内の土地改良区の主な意見をまとめた結果を第1表に示す。

①については、維持管理がある土地改良区と、償還のみの土地改良区では、組織運営が異なる。事業の対象が水田、畑、果樹園等多岐にわたる。また畑地灌漑施設の維持管理を行っている土地改良区は、経常賦課金が高額など、運営経費の面で差があり、運営経費の按分方法の問題があり、合併は困難であるとしている。

②については、実質的に市町村の職員が土地改良区の事務を行っているため、実際に係る経費が経常賦課金に反映されてしまう、不便を感じていない（事務経費が少なく済む）。

③については、合併によりサービスが低下する。合併により経常賦課金が格安にならない限りメリットが無い。

④については、土地改良事業が水系により実施されている事が多く、土地改良区の受益地が複数市町村にまたがっており調整が困難である。

⑤については、農業用水量が少なく、昔から水利権（水争い）による対立問題（トラブル）が絶えず、組合員の感情から合併が困難である。現在は灌漑施設の整備が進み、水に関する争いは、整備前に比較して減少しているものと思われる。さらに水田においては、1971年に始まった稻作の減反、転作により水田用水の必要量が減少し、用水量に余裕が生じているはずである。しかし実際には兼業化が進み、農作業が休日に集中し、水の需要が一時的に集中していることが現実の問題である。

⑥については、受益地内に企業が進出したことにより、企業から毎年一定の協力金（収入源）が入る。農地転用決済金による積立金があり、資金的に十分である。またリゾート開発に伴う収入源がある。このような特定の収入源、多大な積立金は合併後の運営にあたり、調整が必要となり、合併の障害となっている。

以上が鳥取県内土地改良区からの聞き取り調査による合併に当たっての問題点であり、これらの問題が障害となって、土地改良区の合併が進まない代表的な要因である。

(2) 人材の確保と職員給与水準の確保

合併により大きな組織運営を効率的に行うためには、各種分野の専門家（土木・環境・経営等）の確保が必要である。この有能な人材確保のためには、適正な給与水準の確保が必要である。

鳥取県内の土地改良区の給与水準は、「市町村、農協より低い」45%、「市町村より低く農協より高い」21%，「市町村、農協に順ずる」34%となっており、全国的に同じ傾向である[4]。このように土地改良区の職員給与は一般的に低水準であ

る。

土地改良区の給与水準が低い場合は、「有能な職員確保（採用・離職等）が難しい。」、「職務に対する士気向上が図られず、勤労意欲の減退が懸念される。」、「将来の雇用に対しての不安。」などの問題が生じる。

給与水準の適正化は、土地改良区職員の士気向上につながり、受益者、地域のニーズにあった適切なサービスの提供が可能となる。また合併により土地改良区の規模が拡大すれば、職員の適材適所への配置、業務分担の見直し等を行い、組織強化とともに、職務意識の高揚が図られる。このように、有能な人材確保のためには、適正な給与水準（待遇改善）の確保が必要である。

2. 土地改良区の業務拡大

土地改良区の運営基盤強化のためには、土地改良法の改正を必要とするものもあるが、役割の拡充として、現行制度上の行為能力の枠を超えて行動範囲を広げ、一定の経済活動を可能にし、賦課金以外の財源の確保が必要[5]である。

土地改良区が土地改良事業のほかに行なう業務としては、第2表に示すものが考えられる。

①農用地の貸借の斡旋、買い取り、管理、売り渡しについては、現在、市町村農業委員会、都道府県農業公社等が窓口となって行っているが、地域の土地に関する関係者の意向把握などの地域情報に精通し、調整能力を有する土地改良区が受託することにより一層の効率化が図られる。

②農地の荒廃防止のため、耕作放棄地の管理を行い、雑草種子の飛散を防止し、周辺優良農地の除草の省力化を図るものである。

③転作確認業務の受託、④地籍調査業務の一部の受託（鳥取県西伯町で実施）、⑤法定外公共物に係る国有財産の譲与業務^[注3]の一部受託は、①の理由と同様に、土地改良区の持ち得る能力を発揮することにより、市町村業務の効率化を図るものである。ただし③転作確認業務は長期的な業務が見込めるものの、④地籍調査業務と、⑤法定外公共物に係る国有財

第2表 土地改良区が今後行なう業務

Table 2 New business of land improvement district

番号	業務 内 容
①	農用地の貸借の斡旋、買い取り・管理・売り渡し
②	耕作放棄地の管理
③	転作確認業務の受託
④	地籍調査業務の一部の受託
⑤	法定外公共物に係る国有財産譲与業務の一部受託
⑥	農業集落排水施設の維持管理の受託
⑦	集排汚泥、生ゴミのコンポスト化、コンポスト製品の販売

譲与業務については、業務量が有限であるため、短期的な業務である。

⑥農業集落排水施設の維持管理の受託は、近年、農村部において下水道の整備が進んでいることから、有望な業務である。ただし処理施設の管理には、高度な専門知識と経験が必要とされるため、人材の育成が必要である。また「合特法」^[注4]により、処理施設の維持管理業務を、し尿処理業者に代替業務として委託している自治体が多く、し尿処理業者との調整が必要となる。

⑦農業集落排水汚泥、生ゴミ等を原料としたコンポスト化施設の維持管理の受託については、有機性廃棄物の有効利用及び土地改良区における収益性の面より、今後有望な業務である。

汚泥は、脱水した場合でも含水率が高い（80%程度）ため、脱水汚泥単独での発酵は難しく、発酵のためには、水分調整、または何らかの水分調整材が必要となる[3]。特に、②における耕作放棄地の管理により発生する刈り草は、堆肥化の副資材（水分調整材）としての利用価値が高い。近年の畜産業の減少、焼却問題から処分に苦慮しているこの刈り草を、市町村が買い取り、副資材として利用すれば土地改良区にとって収入源となる。

例えば農地の集約化による大規模農業経営を図った場合において、大型機械の導入による労働力の省力化は可能ではあるが、水路の浚渫、水路、畦畔等の草刈りなど、日常の労力には限界があり、農地集約化の阻害要因となっている。このことから草刈りによって生じる刈り草が、農家の収入源となれば、農地集約化の一助となり、あわせて土地改良施設の管理面、農村景観の向上等、あらゆる面で効果がある。

また中山間地においては、土地改良区が主体となって「中山間地の直接支払い制度」[4]を活用し、農道、水路、畦畔、法面の草刈りに伴い発生する刈り草を同様に利用すれば、補助金が収入源となり、相乗効果が高まることが期待できる。さらに製品化された堆肥（コンポスト）を土地改良区が販売し、マージンを得ることにより、これも土地改良区の収入源となる。

土地改良区には、地域の地縁団体として土地に関する関係者の意向把握、権利調整能力など他の団体にない固有の機能を有していることから、これら土地改良区の持ち得る能力を発揮することが期待される。

このように土地改良区の業務の拡大を図り、収入源を求めるためには、行政の協力が当然必要であるが、職員体制が脆弱な土地改良区においては労力の限界があり、人員の確保が必要となる。

第3表の鳥取県内の土地改良区の面積規模別職員数が示すように、例えば3人以上の職員数の土地改

第3表 面積規模別職員数

Table 3 The number of staffs by area scale

面積規模	職員数別地区数					職員 総数	地区平均 職員数	職員1人 当り面積	職員1人 当り組合 員数	
	1	2	3	4	5以上					
	人	人	人	人	人	人	人	人/地区	ha	人
100ha未満	8	5	6			19	42	2.2	27	98
~300ha	9	6	4			19	33	1.7	112	279
~500ha	2	6	3			11	26	2.4	155	279
~1,000ha	1	4	2	1	2	10	32	3.2	209	414
~2,000ha			1			1	3	3.0	527	553
~3,000ha			1			1	4	4.0	546	1,620
計	20	21	7	11	2	61	140	2.3	138	300

良区は、全体の3分の1程度である。前述のとおり土地改良区毎に諸条件が異なるため、鳥取県内の土地改良区すべてを同様に扱う訳にはいかないが、少なくとも現在の体制においては、業務の拡大による土地改良区の体制強化は現実的には困難である。このように業務拡大のための人員確保面においても、土地改良区の合併による組織面、人員面での体制強化が必要となる。

東伯地区土地改良区連合

鳥取県の東伯地区土地改良区連合は、国営東伯農業水利事業の実施により整備された用水施設の管理のため、1992年に設立された。関係する土地改良区は、大栄町土地改良区、東伯町土地改良区、赤崎町土地改良区の3土地改良区で、1998年の組合員数は3,089人、地区面積は2,980haとなっている。1993年から活動を開始し、現在6名の職員により用水施設の維持管理を行い、将来的には8名に増員予定である。

土地改良区連合とは、土地改良法によると、2以上の土地改良区の協議によって組織される法人であり、その各所属土地改良区の事業の一部を共同して行うことを目的として設立される。

土地改良区連合を組織する各土地改良区は、その目的とする事業を本来自ら施行すべきものであるが、各土地改良区に共通の事業、例えば幹線水路の工事や管理については、共同により施行することが事業を円滑に進めるのに有利であり、合併して单一の広大な土地改良区とすると、かえって運用が困難な場合がある。各土地改良区の自然的、経済的、歴史的等の条件から直ちに合併することが不合理の場合があるため、各土地改良区は連合を組織して事業を円滑に施行するものである。

1. 国営東伯農業水利事業

(1) 事業の目的

国営東伯農業水利事業は、鳥取県を代表する農業地帯の東伯郡大栄町、東伯町、赤崎町3町の2,980haの畠地を主体とした農地の灌漑用水の補給を目的としたものである。

この地域は古くから畠作物中心の営農が展開されてきたが、農業用水は勝田川、加勢蛇川等の表流水を主な水源とし、ほとんど天水に依存しているため、常に干ばつの脅威にさらされており、恒久的な用水確保の対策が要望されていた。

このため赤崎町の勝田川に船上山ダム、東伯町の洗川支流倉坂川に小田股ダム、大栄町の由良川支流西高尾川に西高尾ダムの3ダムを建設し、農業用水の確保により、水田経営の安定化を図るとともに普通畠、樹園地の畠地かんがいを行い、農業生産基盤を整備改善し、農業の近代化を促進して、経営の合理化を図るものである。

(2) 事業の概要

国営東伯農業水利事業の受益面積を第4表に、主要事業の概要を第5表に示す。

3つのダムはいずれもロックフィルダムで、大栄町の西高尾ダムは1993年に完成し、現在東伯町の小田股ダムと赤崎町の船上山ダムの建設が進んでいる。完成予定は小田股ダムが2004年度、船上山ダムが2003年度を予定している。事業全体では約860億円の事業費が見込まれており、進捗率は2000年度末の事業費ベースで87%になっている。

2. 土地改良区連合を契機とした合併

東伯地区土地改良区連合に関する自治体の意見は、土地改良区連合を契機に合併への意向を示す自治体が多い。また、東伯地区土地改良区連合に関する土地改良区は、それぞれの自治体から多額の助成を受けて運営されており、土地改良区連合を契機として合併することについても、前向きに考えている土地改良区が多い[8]。

第4表 受益面積

Table 4 Benefit area

(単位: ha)

町	地目	畠			合計
		水田	普通畠	樹園地	
大栄町			640	110	750
東伯町	500	580	430		1,510
赤崎町	280	170	270		440
計	780	1,390	810		2,200
					2,980

第5表 主要事業の概要

Table 5 Outline of main enterprises

施設名	規模
西高尾ダム	有効貯水量 1,970 千 m ³
小田股ダム	有効貯水量 520 千 m ³
船上山ダム	有効貯水量 1,950 千 m ³
頭首工	2 箇所
導水路	3 路線 延長 11.0km
幹線用水路	18 路線 延長 34.9km
揚水機場	3 箇所
調整水槽	10 箇所

このように土地改良区連合を契機とした大規模土地改良区への合併も有効である。また鳥取県西部地区の国立公園大山周辺においては、国営大山山麓開拓建設事業に伴う土地改良区連合の設立が、関係する土地改良区で検討されており、この場合も土地改良区連合を契機とした大規模合併の検討が必要であろう。

合併の推進

1. 秋田県における土地改良区の合併事例

高畠[9]によると、秋田県では 1991 年に土地改良区統合整備基本計画を策定し、300ha 未満の土地改良区の解消と、水系あるいは市町村単位の合併を計画的に進めることとし、その目標は 1991 年時点での 238 の土地改良区を 10 年間で 140 とするものである。しかし期待した実績が得られず、1995 年における土地改良区数 203 を、10 年間で 64 とする基本計画を新たに策定した。この間、県及び土地改良事業団体連合会が独自の補助制度、助成を実施したが、依然として合併の速度は遅く、今後も計画どおりに進めることができない情勢となっている。

土地改良区の合併に関しての問題点は、関係者があまり真剣に考えていないことである。また効果的な点は、合併について市町村が主導的に進め、財政的援助を行い円滑な推進が図れたことである。行政の積極的関与が大変効果的であった。国の統合整備に関する補助は、合併するまでの助成制度はあるが、合併した土地改良区にとって賦課金単価、職員の給与水準の平準化が一番大きな負担となっている。このため助成措置を講ずるような補助制度の拡充を図ること、土地改良区の存立用件として受益面積を一定規模以上とするといった抜本的な対策が必要であると述べている。

2. 鳥取県内の他団体の合併事例

鳥取県内における他団体の合併の例としては、1994 年に

農業協同組合（JA）が、鳥取県の東部、中部、西部の 3 つに合併（一部を除く）した。この合併には、各農業協同組合の上位団体にあたる鳥取県農業協同組合中央会の強力な指導のもとに実現したものである。

市町村については、2000 年に鳥取県が県内市町村の具体的な合併パターンを提示し、市町村毎に住民を対象とした合併説明会の開催を行うなど、県が積極的に市町村合併に関与して、合併の推進を図っている。市町村においては、現在合併推進委員会を設置するなど、合併に向けての具体的な検討が進んでいる状況である。

3. 土地改良区の合併に必要な措置

合併については、市町村、土地改良区の場合も同じようなメリット、デメリットが考えられる。メリットは「人件費の削減等」の効率化、デメリットは「役所（事務所）が遠くなる」、「サービスの低下」が代表的な意見である。ただしこれらは、合併にあたっての漠然としたイメージである。

一般論で検討していても合併推進は難しいため、その上位に位置する組織の強力な指導、協力、資料提供等により、合併パターンの具体案を示し、具体的な検討をしなければ合併は進まない。

合併についての考え方、合併推進に必要な措置についての全国と鳥取県の土地改良区のアンケート結果を第6表[7]に示す。

合併についての考え方は全国、鳥取県内ともに半数以上が「推進すべきである」と、合併に対して前向きである。合併推進に必要な措置について、全国的には「行政指導の強化」、「役員の熱意」、「市町村の協力」、がともに 3 割前後を占めている。しかし鳥取県の場合は、「役員の熱意」13%と全国に比較して低く、「市町村の協力」が 43%と高い。したがって鳥取県の土地改良区においては、全国に比較して、行政からの指導、協力を望んでいる（頼りにしている）といえる。

のことから、土地改良区の合併推進のためには、行政機

第6表 合併についての考え方及び必要な措置

Table 6 View and required measure to merger

項目	全国 (%)	鳥取県 (%)	
合併についての考え方	推進すべきである	52	60
	推進の必要がない	28	24
	わからない	16	14
必要な措置 (複数回答有)	行政指導の強化	33	28
	役員の熱意	27	13
	市町村の協力	25	43
	助成	14	15

関である都道府県、市町村、また土地改良区の上位団体である都道府県土地改良事業団体連合会が積極的に関与することが望まれる。

特に土地改良区の現状、事情等に精通しており、土地改良区に最も身近な関係市町村の指導、協力が特に重要であると考えられる。

おわりに

以上のように、土地改良区の体制強化のためには、土地改良区の合併及び業務拡大が必要であることを論じた。

土地改良区の体制強化のためには、土地改良区の自助努力が当然必要であるが、行政（特に市町村）の積極的な指導、強力が必要であることを示した。ただし単に土地改良区の数を減らすだけの合併は避けなくてはならない。土地改良区毎に諸条件が異なるため、組合員農家の意向を十分取り入れながら、組合員にとっての利益を第一に考えなければならない。

土地改良区は農村と密着した最先端機関であり、農業農村における専門的知識を有している。このような人材を有效地に活用していくことは、今後の農業農村にとってかけがえの無い地域資産である。先のアンケート結果からも「土地改良区の財政面から将来に向けての不安もあるが、一度解散した後、再度このような団体を組織することは不可能に近いため、存続していきたい。」と危惧する声がある。

今後の食料自給率の向上は、重大な課題であり、また21世紀中に予測されている食料危機に対応するためにも、農業農村の持続的発展は重要である。良好な営農条件を備えた農地でも一度荒れれば、その機能を復元するために、莫大な時間と労力が必要である。これらに対処するために、土地改良区の農業農村における今後の役割は極めて重要である。

最後に本論文を取りまとめるにあたり、鳥取県土地改良事業団体連合会、東伯地区土地改良区連合から、資料提供及び貴重な意見等をいただき厚く御礼申し上げます。

注

注 1) 賦課金とは、維持管理に係る経常賦課金と、ほ揚整備事業等の償還に係る特別賦課金とがあり、ここでは経常賦課金のことを言う。

注 2) 土地改良区総合強化対策とは、土地改良区の組織運営基盤強化を図るための対策であり、事業内容は①活性化構想策定事業、②統合再編整備事業、③農業用排水路等利用調整活用促進事業、④農業用水管理体制再編対策事業である。

注 3) 法定外公共物に係る国有財産譲与業務とは、地方分権推進に伴い、法定外公共物である里道・水路として機

能を有しているものの内、道路法・河川法等の適用のない国有財産については、市町村が調査・申請を行い、機能管理・財産管理とともに市町村に譲与するものである。

注 4) 「合特法」とは、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の略である。これは下水道の整備等により、し尿処理業務が減少するため、し尿処理業者の事業転換（代替業務として処理施設の維持管理）等を行い、経営の合理化・安定を図ること等を目的に施行された。

引用文献

- 1) 石田憲治：社会的要請の変化と土地改良区機能の拡充。農業土木学会誌、68 (11) : 9 (2000)
- 2) 福井真一・吉田勲：土地改良区における現状と課題。農村計画論文集、1 : 158-160 (1999)
- 3) 福井真一・山西昇・吉田勲・三崎岳郎：汚泥のコンポスト化に関する研究。農業土木学会論文集、68 (1) : 133 (2000)
- 4) 久保田義喜：直接支払い制度導入と中山間地域農業。農村計画学会誌、19 (3) : 220-224 (2000)
- 5) 茂木吉成・本郷正彦：土地改良区の運営実態と今後の役割。農業土木学会誌、68 (11) : 7-8 (2000)
- 6) (社) 農業土木学会：小特集・土地改良区の現状と課題。農業土木学会誌、68 (11) : 1-71 (2000)
- 7) 鳥取県土地改良事業団体連合会：鳥取県の土地改良区運営実態調査の概要。鳥取県土地改良事業団体連合会、鳥取 (1998) pp.6-19
- 8) 鳥取県土地改良事業団体連合会：鳥取県土地改良区統合整備体制強化実行計画書、資料-4、鳥取県土地改良事業団体連合会、鳥取 (2000) pp.1-5
- 9) 高畠進：土地改良区の統合整備について。農業土木学会誌、68 (11) : 35-36 (2000)